

令和2年度第7回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和2年10月5日（月）
午前10時00分～午前11時03分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 802会議室
3. 出席委員 23人
会 長 23番 才木 隆雄
会長代理 24番 宮田 好一 14番 島田 一郎
委 員 1番 大場 忠勝 2番 大橋 芳信
3番 大浦 清貴 4番 山崎 巖
5番 若林 勉 6番 福山 英則
7番 仲田 茂男 8番 北森 正誠
9番 菊 正士 10番 渡辺 正志
11番 金田 修一 12番 金木 洋子
13番 高瀬 昌弘 15番 熊本 孝信
16番 中島 潔 17番 茶木 俊一
18番 五十嵐英夫 20番 中井 義則
21番 奥野 健一 22番 高瀬 豊信
4. 欠席委員 なし
5. 議 題 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第34号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定
による許可申請について
議案第35号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規
定による農用地利用集積計画の決定について
議案第36号 非農地証明書の交付について
議案第37号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交
付について
議案第38号 富山市農業委員会の農地利用最適化推進委員
の選任について同意を求める件
議案第39号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な
構想の変更について
報告事項第25号 農地法第3条の3の規定による受理につ
いて
報告事項第26号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第
1項第7号の規定による受理について
報告事項第27号 農地法第18条第6項の規定による通知
について

議 事

事 務 局 本日の月次総会につきましては、まだ来ておられない委員が2名おられますが、現在の出席委員数は21名であり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数23名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会 長 それでは、ただ今より令和2年度第7回富山市農業委員会月次総会を開催します。

本日は、議案7件、報告事項3件がございます。

(委員2名入室 出席委員23名となる)

会 長 本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会 長 それでは、私の方から指名させていただきます。4番山崎委員、5番若林委員、両委員にお願いしたいと思います。

会 長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第33号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第33号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は1ページから2ページまでです。

今回の申請件数は5件で、申請面積は6,620.78㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧ください。

1番は、経営の縮小により、所有権を移転するものです。

2番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

3番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

4番は、労働力不足より、所有権を移転するものです。

5番は、下限面積が10aの地区であり、経営の縮小より所有権を移転するものです。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第33号農地法第3条の規定による許可申請については、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、議案第34号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第34号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は3ページから11ページまでです。4条が4件、5条が15件、面積は41,345.74㎡です。申請内容について、ご説明いたします。「位置図及び許可基準」を併せてご覧ください。

4ページの4条申請1番は、農家住宅の敷地拡張で施工済みであります。住宅敷地として使用している土地の一部が農地であることが判明し、これを是正するものです。申請書には始末書の添付がございます。申請地より半径500mの範囲の中に小学校、医療機関があり、接道する道路には上下水道管が敷設されていることから、農地種別は第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

2番は、農業用倉庫で施工済みであります。申請人は約25ヘクタールを耕作しており、水稻苗の栽培施設として活用してきた軽量鉄骨ハウスの一部を、農業用資材、肥料、大型農業機械の格納などに利用する計画です。一部に農業用の納屋も建築済みであり併せて利用するものです。申請書には始末書の添付がございます。申請地は、土地改良事業実施区域内農地で第1種農地、許可

の基準は「農業用施設」を適用しております。

3番は事務所で施工済みであります。昭和46年に売買により土地を取得し、事務所敷地として利用してきたが、この度、地目変更手続きをするにあたり確認したところ、農地転用許可の履歴の確認ができず、これを是正するものです。申請書には始末書の添付がございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

4番は小水力発電施設用地の計画です。土地改良施設の維持管理費の節減と地球環境の保全を図ることを目的として、既存の●●●用水路が有する包蔵水力を活用した小水力発電施設の整備を行うものであります。

申請地は、農業振興地域の農用地区域内ですが、「農業振興地域整備計画の農用地利用計画において、指定された用途に供するもの」に該当する目的であり、許可基準に合致しているものと考えております。

5ページ5条申請1番、2番は、砂利採取業者が一時転用による陸砂利採取の計画であります。申請地は、農業振興地域の農用地区域内ですが、砂利採取業者が砂利の採取後直ちに採取跡地の埋め戻し等の処理を行うことが担保されており、その復元に関する計画が当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する観点から適当であると認められ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであることから、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。

なお、1番につきましては、事業地の一部が市街化区域内農地であり、その1筆は農地転用の届出をされております。

3番は、一般住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため可能な限り実家に近い申請地を選定されたものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

4番は、農家住宅を建築する計画であります。申請人の長男が現在の住居で所帯を持つ予定であり、家族も増え手狭となるため新たに住宅を建築するものです。申請地周辺に経営する梨農園があり、経営や管理がしやすい申請地を選定されたものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

5番は、共同住宅を建築する計画であります。申請人は、現在

28戸の共同住宅の経営をしており、生活資金や教育資金確保のため、経営戸数を拡大するものです。申請地は、国道にもアクセス良好で、スーパーやドラッグストア等、利便性のある場所であり、継続的な需要を見込めるため選定されたものです。申請地は10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり、許可基準は「代替可能性なし」を適用しております。

6番は、共同住宅を建築する計画であります。申請人は、農業を営んでおり、また夫とともに現在130戸の共同住宅の経営をしてありますが、生活資金確保や、農業機械更新の資金準備等のため、経営戸数を拡大するものです。

申請地は、国道にもアクセス良好で、スーパーやドラッグストア等、利便性のある場所であり、また申請地南側にある県道は拡幅工事の計画があるため、将来的に人・物流の行き来が増加すると想定され、今後更に利便性が高まることから、継続的な需要を見込めるため選定されたものです。申請地は10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり、許可基準は「代替可能性なし」を適用しております。

7番は、駐車場を整備する計画であります。申請地に隣接する宅地の古民家を利用した飲食店、レンタルスペースとして経営を行うため、駐車場が必要となるものです。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「隣接する土地との一体利用」を適用しております。

8番は、農機具格納庫及び農作業場を建築、整備する計画であります。申請法人は、集落内において農業経営を行っており、耕作地の拡大、農作業従事者の高齢化に伴い、大型機械等を取り入れ労力の省力化を進めておりますが、現在、農協や組合員の納屋等に預かってもらっている農機具等が、今後預かっていただくことが困難な状況となり、今回計画されたものです。土盛りされている状態であることから始末書の添付がございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「農業用施設」を適用しております。

9番は、一般住宅を建築する計画であります。申請地周辺に銀行やスーパー、ドラッグストアがあり、利便性の高い申請地を選定されたものです。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

10番は、小水力発電施設用地の計画です。土地改良施設の維持管理にかかる農家負担の軽減と地球環境の保全を図ることを目

的として、既存水路の包蔵水力を活用した小水力発電施設の整備を行うものであります。

申請地は、農業振興地域の農用地区域内ですが、「農業振興地域整備計画の農用地利用計画において、指定された用途に供するもの」に該当する目的であり、許可基準に合致しているものと考えております。

1 1 番は、一般住宅敷地の一部で施工済みであります。宅地の取得に伴い確認をしたところ、車庫が建っている部分が農地であることが判明したため、これを是正し取得するものです。申請書には始末書の添付がございます。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり、許可基準は「代替可能性なし」を適用しております。

1 2 番は、資材置場の計画です。今まで外注に出してきた基礎工事や足場工事等を今後、自社で行うことに伴い、資材置場が不足するため計画されたものです。隣接する宅地の住宅を取得後、取壊し、資材置場として一体で利用するものです。申請地より半径500mの範囲の中に小学校、地区センターがあり、接道する道路には上下水道管が敷設されていることから、農地種別は第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

1 3 番は、砂利採取業者が一時転用による陸砂利採取の計画であります。申請地は、農業振興地域の農用地区域内ですが、砂利採取業者が砂利の採取後直ちに採取跡地の埋め戻し等の処理を行うことが担保されており、その復元に関する計画が当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する観点から適当であると認められ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであることから、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。

1 4 番は、資材置場及び展示スペースの計画です。申請人は、観葉植物、庭木、花等を販売する花屋を営んでおります。仕入れた大型商品を保管する場所、またガーデンプロデュースをする上で、顧客に実際に商品を見てもらえる展示場を確保するものです。自宅の隣接地であり、管理や防犯上の理由から選定されたものです。申請地より半径500mの範囲の中に特別支援学校、医療機関があり、上下水道管が敷設されている沿道の農地は第3種農地となり、「原則許可」、接道していない農地は第2種農地となり、「代替可能性なし」を適用しております。

1 5 番は、一般住宅の計画です。現在の住居では手狭であり、また実家との相互扶助のため実家の隣接地を選定されたものです。なお、農地の一部に車庫が建っていることから始末書の添付

がございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

菊 委 員 小水力発電施設用地について、以前に作られていて、始末書の添付がないということですが、これからもこのような案件があると同じような取扱いになるのでしょうか。

事 務 局 当初は、小水力発電事業は土地改良事業に該当するものということですが、農地法上、土地改良法に基づく土地改良事業であれば許可不要という条文がございます。それに該当するということですが許可不要という取り扱いになっておりましたが、この度、土地改良法には基づかない土地改良事業ということが判明いたしまして、同事業を実施する土地改良区へ一斉に手続きの依頼をしたものであります。

菊 委 員 それで今回こういう申請がでてきたのですね。わかりました。

会 長 その他ご意見、ご質問等がないようですので、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第34号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第35号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第35号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書のページは、12ページから15ページです。

今回は16件の貸し手から申し出があり、契約期間は3～5年が2件、10年が14件です。設定面積は、67,688.00㎡です。

14ページ1番から12番までは、農地中間管理機構を通すものであります。15ページ13番から16番が相対であります。

今月は新規農家が1件あります

15ページの14番は、予てより実家の農作業を手伝っている息子が、将来農業を継ぐことを視野に入れ、このたび新規農家として独立するものです。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

以上でございます。

会長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことでありますので、議案第35号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会長 続きまして、議案第36号非農地証明書の交付について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第36号非農地証明書の交付についてご説明いたします。議案書のページは、16ページから23ページです。

耕作されなくなってから相当年数が経過しており、山林化していることから、農地として復元し、利用することは困難であると現地を確認してまいりました。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました非農地証明書の交付について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、非農地証明書の交付について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、非農地証明書の交付について、ご異議なしと認め、交付することといたします。

会 長 続きまして、議案第37号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第37号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてご説明いたします。議案書のページは24ページです。件数は、1件です。

被相続人の長男が相続するもので、相続税の納税猶予の適用を受けるための適格者としての被相続人、相続人、特例農地の要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員より、問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を交付することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第37号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について、ご異議なしと認め、

交付することといたします。

会 長 続きまして、議案第 39 号富山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任について同意を求める件について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案書 25 ページをお願いします。
議案第 38 号「富山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任について同意を求める件」について、ご説明いたします。
1 名欠員となっていた第 4 ブロックの富山市農業委員会の農地利用最適化推進委員に応募のあった 1 名を選任するものでございます。
本日、運営委員会の委員により評価会議を開催して選考していただきました。
個人から推薦のあった方で、お名前は佐伯芳夫(サキヨシオ)さん、住所、生年月日、経歴は記載のとおりでございます。
説明は、以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました富山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任について同意を求める件について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この富山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任について同意を求める件について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第 38 号富山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任について同意を求める件については、原案通り同意することといたします。

会 長 続きまして、議案第 39 号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第 39 号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてご説明いたします。議案書のページは、26 ページから 41 ページです。
現在、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基

づき利用権設定を行っておりますが、この構想を改正し、農地法第3条でのみ行っていた耕作目的の所有権移転を農用地利用集積計画書においても可能にするものです。

主な改正点は、議案書32ページの右側の欄（オ）所有権の移転を受ける場合の対象農地について、農業振興地域に限ると明記するものであります。

改正内容の説明につきましては、担当課である農政企画課からお願いいたします。

農政企画課

農業経営基盤強化促進法における農地の売買についての資料をご覧ください。

本市では、農地の売買について、現在、農地法に基づく許可手続きを行っているところであるが、今後、農業経営基盤強化促進法による申請においても売買が行えるよう事務手続き等を整備するものです。

農地法と基盤法の違いでございますが、2番の（1）農地法は、許認可制となっておりますが、基盤法は、市町村の構想「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づいて実施するものです。

主な相違点としましては3番をご覧ください。農業委員会の許可について、農地法については許可、基盤法は市町村の公告による所有権移転となります。売買できる農地につきましては、農地法は特に要件はございませんが、基盤法については市街化区域を除くということで、市で売買できる農地の範囲を決定することとなっております。買い手の経営面積要件につきましては、農地法は原則、権利取得後の経営面積が50アール以上、山間部は10アール以上に対しまして、基盤法は市で決定することとなっております。また売り手に対して譲渡所得税が、基盤法は800万円の特別控除がございます。買い手につきましては、所有権移転登記、登録免許税、不動産取得税で、基盤法につきましては、所有権移転登記は請求があった場合は市町村が行う、登録免許税は税率2%が1%に、不動産取得税は課税標準の1/3が控除されることとなっております。

次のページにいきまして、要件等でございますが、対象農地につきましては、農業振興地域内としたいと思っております。2番の買い手の農業者としての条件は、下に明記されております富山市農地移動適正化あっせん基準としたいと思っております。3番の売買される当該農地の面積要件は、なしです。4番の買い手の経営面積は、富山市農地移動適正化あっせん基準としたいと思っております。5番の

借入地を購入する場合の借入期間に関する要件は、要件なしとしたいと思います。

以上となります。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第39号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更については、原案通り同意することといたします。

会 長 続きまして、報告事項に入ります。
報告事項第25号 農地法第3条の3の規定による受理について
報告事項第26号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項
第7号の規定による受理について
報告事項第27号 農地法第18条第6項の規定による通知について
事務局から一括して説明をお願いいたします。

事 務 局 報告事項第25号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。議案書は42ページから47ページです。

今回の受理件数は15件で、すべて相続により所有権を取得したものであります。農業委員会へのあっせんの希望は、ありませんでした。

報告事項第26号農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書のページは48ページから53ページまでです。

今回の受理件数は、4条が2件、5条が14件、合わせて16件、面積は合わせて8,373.00㎡となっております。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。一部内容についてご説明いたします。

52ページ11番については、事業面積が1000㎡以上の建築物が伴う事業であるため、都市計画法上の開発許可が必要であ

り、開発許可日と同日で受理いたします。

53ページ14番については、陸砂利採取目的の一時転用の案件です。議案第34号5条の1番でご説明しました市街化調整区域内の農地と一体で利用するため、転用許可日と同日で受理いたします。

報告事項第27号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。議案書は、54ページから57ページです。

解約件数は10件で、解約面積は19,784.00㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

以上でございます。

会長 　　ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会長 　　特に何もありませんので、これをもちまして、令和2年度第7回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。
その他事務局より、連絡事項について説明をお願いします。

会長 　　それでは本日はこれにて終了とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。